# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名					
28	小城市 書	心身障害者扶養共済制度事務	基礎項目評価			

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小城市は、心身障害者扶養共済制度事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシーというの権利利益の保護に取り組んでいくことを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

佐賀県小城市長

#### 公表日

令和7年3月31日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

①事務の名称	心身障害者扶養共済制度事務
②事務の概要	市は、独立行政法人福祉医療機構法(平成14法律第166号)第12条第10号に基づき、心身障害者扶養 共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業を行う。県への各種申請書類の進達が主要な 事務となる。
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファ	イル名
心身障害者扶養共済加力	入者台帳、心身障害者扶養共済年金受給者台帳
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 小城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条例4条第1項 別表第一第6の項
4. 情報提供ネットワー	ークシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>         1) 実施する         2) 実施しない         3) 未定
②法令上の根拠	# ラ
5. 評価実施機関にお	Sける担当部署
①部署	高齢障がい支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の影	界示・訂正・利用停止請求
請求先	高齢障がい支援課
8. 特定個人情報ファ	イルの取扱いに関する問合せ
連絡先	高齢障がい支援課 TEL(0952-37-6108)
9. 規則第9条第2項	の適用 [ ]適用した
海田 た理由	

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か		[ 1,000人未満(任意実施) ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和7	/年1月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		年1月1日 時点				
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎	項目評価書	1	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であ	්රි ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分であ	- <b>3</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分であ	නි ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		0]	]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	ットワークシステムを		]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	1	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ 〇 ]接続しない(入手) [ 〇	]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	本人からのマイナンバー取得	身の徹底や、必	ず複数人での確認を行っている。			

9. 監査							
実施の有無	[ ] 自己点検	[ O ] 内部監査 [ ] 外部監査					
10. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	<選択肢>					
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発						
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	<選択肢>					
判断の根拠	アクセス権限の管理を行ってい	ะเงล.					

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	1①事務の名称の変更	心身障害者扶養共済制度対象者の管理	心身障害者扶養共済制度事務	事前	
令和2年8月3日	1. 対象人数 いつ時点の計数 か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年8月3日	2. 取扱者数 いつ時点の計数 か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
	8. 監査 実施の有無	自己点検	内部監査	事後	
	利益の保護の宣言の変更		取扱い	事後	
节和2年8月3日	注今 L の坦伽	番号法第9条第2項 小城市行政手続における特定の個人を識別す	番号法第9条第2項 小城市行政手続における特定の個人を識別す	事後	
	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号  小城市行政手続における特定の個人を識別す	番号法第19条第8号  小城市行政手続における特定の個人を識別す	事後	
中かり十つ月0日		番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	
令和7年3月31日		令和2年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	2. 取扱者数 いつ時点の計数 か	令和2年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	